

出店妨害刑事訴訟判決のお知らせ

当社マルハン和泉寺田店(大阪府和泉市)における、出店妨害刑事訴訟の判決が大阪地方裁判所において出されましたのでお知らせします。

本件は当社が2001年6月に出店申請をした際に、妨害を目的として有床診療所を開設した、実行首謀者およびそれに加担した医師・資金提供者に対する刑事訴訟判決。2005年2月には、損害賠償請求裁判で、大阪高等裁判所から被告に対し約1億6000万円の支払を命じ、民事裁判としての勝訴が確定している。今回は刑事事件として有罪との判決が出された事は、当社の出店の正当性が、司法の場で改めて証明できたという意味で非常に意義あるものであると言える。当社のみならず、不当な出店妨害に対して安易な妥協はせず、司法の場において断固たる姿勢を貫く事の重要性を示すことができた事案としての意味も大きい。尚、今後再発防止の警鐘となる事を期待している。

～判決概要～

被 告: 妨害実行犯

判決日: 平成18年9月4日

判 決: 有罪 (懲役1年6ヶ月 執行猶予3年)

被 告: 妨害資金提供者

判決日: 平成18年10月11日

判 決: 有罪 (懲役1年6ヶ月 執行猶予5年)

被 告: 妨害加担医師

判決日: 平成18年10月16日

判 決: 有罪 (懲役1年6ヶ月 執行猶予5年)

株式会社 マルハン [<http://www.maruhan.co.jp/>]

〒100-6228 東京都千代田区丸の内 1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内 28 階

TEL: 03-5221-7004 FAX: 03-5221-7174 (広報担当: 森部・田中・三原)

E-mail: <mailto:toiawase2@maruhan.co.jp>